

# 福生市教育委員会会議録

平成23年第8回定例会

- |   |       |  |
|---|-------|--|
| 1 | 開催年月日 | 平成23年8月19日(金)  |
| 2 | 開始時刻  | 午前10時00分   |
| 3 | 終了時刻  | 午前11時10分   |
| 4 | 場 所   | 第2棟4階 第1委員会室   |
| 5 | 出席委員  | 委 員 長 長谷川 貞 夫<br>委員長職務代理者 平野 裕 子<br>委 員 加藤 美 子<br>委 員 渡辺 浩 行<br>教 育 長 宮 城 眞 一  |
| 6 | 欠席委員  | なし   |
| 7 | 出席者氏名 | 教 育 次 長 田 村 博 敏<br>参 事 佐 伯 英 徳<br>庶 務 課 長 高 木 裕<br>学 校 給 食 課 長 山 崎 勇<br>生涯学習推進課長 高 橋 邦 彦<br>スポーツ振興課長 鳥 越 裕 之<br>公 民 館 長 高 橋 清 樹<br>図 書 館 長 島 弘<br>主 幹 浅 野 正 道<br>教育センター主幹 笹 本 幸 三<br>指 導 主 事 並 木 茂 男 |
| 8 | 傍 聴 人 | なし   |

(裏面に続く)

## 9 議事日程

- 日程第 1 会議録署名委員の指名
- 日程第 2 教育長報告
- 日程第 3 議案第 48 号 福生市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例に対する意見聴取について
- 日程第 4 議案第 49 号 福生市スポーツ振興審議会設置条例の一部を改正する条例に対する意見聴取について
- 日程第 5 議案第 50 号 平成 23 年度福生市一般会計補正予算（第 2 号）の原案中教育に関する部分に対する意見聴取について
- 日程第 6 議案第 51 号 福生市日本語学級通級取扱要綱（案）の制定について
- 日程第 7 議案第 52 号 平成 22 年度福生市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告書（案）について
- 日程第 8 議案第 53 号 平成 23 年度社会教育関係団体に対する補助金の交付に関する答申について
- 日程第 9 議案第 54 号 「福生市スポーツ振興基本計画」を策定するための施策のあり方について（諮問）
- 日程第 10 その他報告事項

午前10時00分 開会

委員長 それでは、ただ今から平成23年第8回福生市教育委員会定例会を開会いたします。

これより、本日の会議を開きます。

これより日程に入ります。

日程第1、会議録署名委員の指名を行います。

福生市教育委員会会議規則第19条の規定に基づき、平野裕子委員、加藤美子委員の両名を署名委員として指名いたします。

次に、日程第2、教育長報告、教育長から報告願います。

教育長 定例委員会に御出席をいただきまして大変ありがとうございます。この時期は9月の市議会を控えますことから、本日の開催ということにさせていただいております。今年も昨年に続きまして大変暑い夏を過ごしております。そういう中で、去る8月9日に臨時の教育委員会をお願いいたしましたところございました。来年度の中学校教科用図書の採択に関しましての御検討、御協議をいただき、会議は滞りなく終了いたしました。大変ありがとうございました。採択に向けての格闘で、この夏は長きにわたり気の重い日々をお過ごしさせたとするところがございます、大変申しわけなく、そしてまた御配慮につきましては御礼申し上げます。

また8月11日の市長との意見交換会につきまして、御提案の中で意見も早速いただいたところがございます、ありがとうございます。

では、先月の委員会以降の状況につきまして幾つか御報告を申し上げます。取り急ぎ御報告といたしましては、屋外体育施設の夜間照明でございますが、この使用につきまして再開を考えているところがございます。後程担当から申し上げるところでございますが、夏の節電あるいは電力使用抑制を受けまして、市民各位には屋外体育施設あるいは校庭の夜間照明の使用制限に御協力をいただいているわけがございます。今後、秋口に入りまして、夏場の緊急対応も解消に向かうのではないかと考えるところがございます、10月1日以降、諸状況等勘案する中で利用の再開をしようと考えているところがございます。

それから、小・中学校校庭の放射線測定でございますが、簡易測定器によります2回目の測定を実施いたしました。結果といたしましては、前月と比較して大きな変化はなかったところがございます。なお、今月は芝生化をいたしている第四小学校、それから目下工事中の第二小学校で試みと

して芝生上も測定をいたしました。土のグラウンド上と特段の変化はなかったと私どもは見ているところでございます。

次に、学校教育関係でございますが、中学生の全国大会出場という話が2つ程ございました。ちょうど今の時期でございますが、第二中学校3年生と第一中学校2年生の生徒が全国大会に出場しているということでございます。それから、小・中学校2学期の始業でございますが、8月29日から始まるということでございます。小学校では学習指導要領本格実施がされまして、中学校では移行措置の最後の年ということで、年間の授業時数の確保に一段と厳しい状況にあらうかと見られるところでございます。そのようなことなども踏まえまして、夏期休業についての工夫として取組をいたしているところでございますが、従来よりも若干休業期間が短くなっているところでございます。

続きまして、社会教育関係でございますが、青少年海外派遣事業につきましては、7月22日から8月4日にかけての派遣をいたしました。全員事故もなく元気に帰国をいたしておりまして、8月12日には2週間の研修についての報告会が持たれたところでございます。当日は委員長にも御出席をいただき、子ども達に対する慰労もいただいたところでございました。ありがとうございました。

福生市の動向といたしましては、七夕まつりが予定どおり行われたところでございました。今年は若干人出が多かったという報告でございます。

それから、戦没者の追悼式と平和のつどいの取組がされたところでございます。

諸会議等につきましては、都市教育長会の研修会と、定例会が開会されたところでございます。特に研修会では委員の皆さんにも御参加をいただいたところでございまして、大変ありがとうございました。それから、定例会につきましては、特に御報告申し上げるような議案はございませんでした。本日、交通安全対策協議会が予定をされるところでございます。

そして、第3回市議会定例会でございますが、9月5日から9月30日の予定で会議が持たれるところでございます。なお、この9月の議会の大きな議案の一つが平成22年度の各会計に対します決算の認定ということでございます。

以上、報告とします。

委員長 教育長からの報告は終わりました。

質問がありましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。それでは、教育長報告を終わります。

次に、日程第3、議案第48号、福生市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例に対する意見聴取についてを議題といたします。庶務課長より内容説明をお願いいたします。

庶務課長 日程第3、議案第48号、福生市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例に対する意見聴取について御説明いたします。

提案理由でございますが、平成23年8月12日付福総総発第91号によりまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、市長から教育委員会に対しまして意見を求められましたので、本議案を提出するものでございます。

資料5ページに、市長が提出する条例案の上程議案及び改正案の写しがございます。改正の理由でございますが、スポーツ振興法がスポーツ基本法に全部改正されたことに伴いまして、関係する規定を整備する必要があり、本条例の一部を改正しようとするものでございます。内容につきましては、6ページの新旧対照表を御覧ください。スポーツ振興法における用語で「体育指導委員」が「スポーツ推進委員」に、「スポーツ振興審議会委員」が「スポーツ推進審議会委員」に改正されたことに伴いまして、本条例別表第1における体育指導委員をスポーツ推進委員に、スポーツ振興審議会委員をスポーツ推進審議会委員に改正しようとするものでございます。

なお、附則としまして、施行日を平成23年10月1日といたそうとするものでございます。

説明は以上でございます。

委員長 内容説明は終わりました。質疑がありましたらお願いいたします。

スポーツ基本法の施行に伴う改正ですね。質疑はございませんか。

ないようですので、質疑を終ります。

お諮りいたします。議案第48号は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 御異議なしと認めます。よって議案第48号は原案のとおり同意することといたします。

次に、議案第49号、福生市スポーツ振興審議会設置条例の一部を改正する条例に対する意見聴取についてを議題といたします。スポーツ振興課長より内容説明をお願いいたします。

スポーツ振興課長 日程第4、議案第49号、福生市スポーツ振興審議会設置条例の一部を改正する条例に対する意見聴取について御説明いたします。

提案理由でございますが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、市長から意見を求められているため本議案を提出するものでございます。8ページを御覧ください。これは福生市長から教育委員長あてに提出された教育委員会の意見聴取の資料でございます。

それでは、市長から意見を求められました福生市スポーツ振興審議会設置条例の一部を改正する条例について説明をいたします。例規集は1,474ページでございます。提案理由でございますが、スポーツ振興法（昭和36年法律第141号）がスポーツ基本法（平成23年法律第78号）に全部改正されたことに伴い、福生市スポーツ振興審議会の名称を改めるとともに、関係する規定を整備いたしたいので本条例を改正するものでございます。

10ページを御覧ください。改正する条例の内容は、新旧対照表をもって説明をさせていただきます。題名の福生市スポーツ振興審議会設置条例を福生市スポーツ推進審議会設置条例に改めます。

次に、第1条中スポーツ振興法（昭和36年法律第141号）第18条第2項をスポーツ基本法（平成23年法律第78号）第31条に、また福生市スポーツ振興審議会を福生市スポーツ推進審議会に改めます。第2条第1号及び第6号中「振興」を「推進」に改めます。

なお、附則といたしまして、施行期日の第1項で、この条例は平成23年10月1日から施行するとし、経過措置といたしまして、第2項でこの条例の施行の際、現にこの条例による改正前の福生市スポーツ振興審議会設置条例（以下「旧条例」という。）第1条の規定により設置されている福生市スポーツ振興審議会は、この条例による改正後の福生市スポーツ推進審議会設置条例（以下「新条例」という。）第1条の規定により設置された福生市スポーツ推進審議会とみなすいたします。また、第3項で、この条例の施行の際、現に旧条例第3条第2項の規定により委嘱されている福生市スポーツ振興審議会委員は、新条例第3条第2項の規定により委嘱された福生市スポーツ推進審議会委員とみなすいたします。

説明は以上でございます。御審議を賜りまして、原案どおり御決定いただけるようお願い申し上げます。説明とさせていただきます。

委員長 内容説明は終わりました。質疑がありましたらお願いいたします。

ないようですのでお諮りいたします。議案第49号は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 御異議なしと認めます。よって議案第 49 号は原案のとおり同意することといたします。

次に、日程第 5、議案第 50 号、平成 23 年度福生市一般会計補正予算（第 2 号）の原案中教育に関する部分に対する意見聴取についてを議題といたします。庶務課長より内容説明をお願いいたします。

庶務課長 日程第 5、議案第 50 号、平成 23 年度福生市一般会計補正予算（第 2 号）の原案中教育に関する部分に対する意見聴取について御説明いたします。

資料 11 ページをお願いいたします。提案理由でございますが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定に基づき、市長から教育委員会に対して意見を求められましたので本議案を提出するものでございます。13 ページから 22 ページまでが補正予算（案）の写しでございます。

では内容について御説明をさせていただきます。14 ページをお願いいたします。今回の補正につきましても第 1 条にありますように、「歳入・歳出予算の総額にそれぞれ 1 億 7,076 万 6 千円を追加し、歳入・歳出予算の総額をそれぞれ 218 億 5,122 万 1 千円といたそうとするものでございます。

続きまして、この補正予算の内、教育に関する部分の説明をさせていただきます。18 ページを御覧ください。まず、歳入でございますが、第 15 款・都支出金、第 2 項・都補助金で、第 1 目総務費都補助金の説明欄 1・緊急雇用創出事業臨時特例補助金として 2,041 万 2 千円がございまして、このうち 1,438 万 5 千円は、後程歳出で説明いたしますが図書館において地域資料をデジタル化して保存しようという事業に対する補助金でございます。同じく第 7 目、教育費都補助金の説明欄 2、公立学校運動場芝生化事業補助金 170 万 4 千円の減額でございますが、これは、第二小学校の校庭改良事業における芝生化で学校との調整により、当初予定した芝生化の面積を縮小したことによる補助金の減額と、校庭の芝生化に対する補助を進める東京都からの要請と第一小学校の要望もあり、平成 24 年度に予定していた第一小学校の校庭芝生化の設計委託を今年度に行うことに対する新たな補助金の増額等を差し引きしたことにより減額となったものでございます。

また、3 項・委託金、5 目・教育費委託金の説明欄 10「自校の教員による採点調査研究校事業委託金」20 万円の増額は、平成 23 年度の「児童・生徒の学力向上を図るための調査」の実施において、福生第三小学校と福

生第一中学校の2校が東京都より委託を受け、分析や傾向をみるための事業を行うことに対する委託金でございます。

続きまして、第17款・寄附金、第1項・寄附金、第1目・まちづくり寄附金の右側の説明欄3の教育寄附金10万円でございますが、市内の篤行者から教育の充実に関する事業に充ててほしいとのことで10万円の寄付をいただいたものでございます。当初予算では科目存置といたしまして1千円を予算計上しておりますので9万9千円の補正額でございます。

次に歳出でございますが、恐れ入ります、19ページをお願いいたします。教育費全体の歳出補正額は1,920万円の増額でございます。

各項別では右側説明欄の7教育研究委託費の13、教育研究委託料は先程歳入で説明いたしました、東京都からの「自校の教員による採点調査研究校事業委託金」を受け、新たに事業を委託する費用でございます。

20ページをお願いいたします。第2項・小学校費では、22万円の減額となっております。右側の備考欄1・第二小学校校庭改良事業費の15工事請負費136万7千円の減額は、契約差金が生じたことによる減額でございます。また、備考欄7の第一小学校校庭改良事業費は当初予算にはございませんでしたが、校庭芝生化を進める東京都からの補助事業の要請及び第一小学校の要望もあり、24年度に予定していた校庭改良事業を前倒ししまして今年度に設計委託をしようとするものでございます。

21ページの10款・教育費、3項・中学校費、4目・学校整備費は483万5千円の増額でございます。これは、右側の説明欄5、第三中学校通級指導学級設置事業の13節、設計委託料でございます。第二中学校情緒障害通級指導学級の在籍生徒数の増加に伴い、新たに第三中学校に情緒障害通級指導学級を平成25年度当初に開設する必要性が生じ、今年度中に調査、設計の必要性が生じたことによる設計委託料の増額でございます。

続きまして、22ページをお願いいたします。5項・社会教育費、5目・図書館費の補正額は1,438万5千円の増額となっておりますが、これは、説明欄3の図書館運営費の13節、福生市地域資料電子化委託料1,438万5千円の増額でございます。内容は緊急雇用創出事業臨時特例補助金を活用し、地域資料を電子データ化する委託費でございます。

以上議案第50号、平成23年度福生市一般会計補正予算（第2号）の原案中教育に関する部分に対する意見聴取についての説明とさせていただきます。ご審議いただき、原案のとおりご決定くださいますようお願いいたします。



- 委員 長 内容説明は終わりました。質疑がありましたらお願いいたします。
- 加藤委員 図書館費にあります「福生市地域資料電子化委託料」の内容を具体的に教えていただけますか。
- 図書館長 この福生市地域資料電子化委託料でございますが、紙ベースの地域資料を電子ベースに変換する事業で10タイトルを予定しております。電子化する資料でございますが、福生市で発行いたします「事務報告書」で、以前は「行政報告書」という書名だったものですが、昭和44年度から平成14年度までの分を行ないます。次に市の「広報」で、福生町時代の昭和32年からのものを電子化します。また、以前、広報と交互に発行しておりました「市のお知らせ」、町議会時代からの「議会報ふっさ」は昭和44年から、それに「福生の教育」は平成15年度から全てを行ないます。次に「西多摩新聞」でございます。こちらは創刊の昭和25年から最新までを予定しています。「福生新聞」は昭和27年から昭和42年までを電子化いたします。「みずくらいど」の電子化も行ないます。これは福生市史編纂委員会による雑誌で、市史研究を進めるためのものがございます。「福生町史」、そして「福生市史」の電子化も予定しております。以上でございます。
- 委員 長 地域新聞は他にもあると思いますが、「西多摩新聞」の電子化を行なう理由を教えてください。
- 図書館長 「西多摩新聞」は歴史もあり、福生市に社を構える地元の新聞であるということで電子化を進めることとしました。
- 委員 長 「自校の教員による採点調査研究校事業委託金」による歳入の用途を教えてください。
- 参事 学習指導ボランティア謝礼と研修会の講師謝礼です。
- 委員 長 「公立学校運動場芝生化事業補助金」は減額になっていますが、芝生化の面積を減らすことは誰が決めたのですか。
- 庶務課長 学校が校庭の使用を再検討した結果、予定していた芝生化の面積より小さくなり、減額になりました。
- 委員 長 他に質疑はございませんか。  
ないようでしたら、質疑を終ります。  
お諮りいたします。議案第50号は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。
- （「異議なし」の声あり）
- 委員 長 御異議なしと認めます。よって議案第50号は原案のとおり同意することといたします。

参

事

次に、日程第6、議案第51号、福生市日本語学級通級取扱要綱（案）の制定についてを議題といたします。参事より内容説明をお願いいたします。

日程第6、議案第51号、福生市日本語学級通級取扱要綱（案）の制定について御説明いたします。

まず、提案理由でございますが、東京都の公立小・中学校日本語学級認知要綱に基づき、福生市が設置した日本語学級の通級に関し、必要な事項を定めたいので、本要綱を制定する必要があるため、提案いたそうとするものでございます。

次に、取扱要綱について説明申し上げます。第1条で、要綱の趣旨を規定しておりまして、東京都教育委員会が定めている「公立小・中学校日本語学級設置要綱」に基づきまして、日本語学級への通級についての必要事項を定めるといたしております。

第2条で、対象者を、福生市立小学校の通常の学級に在籍している児童とし、保護者による送迎を原則としておりますが、通級途中の安全が確保できると認めた場合は、児童だけの通級を許可しております。

第3条で、入級の手続きを定め、第4条では、日本語学級入級相談申込書を提出した保護者及び児童が日本語学級の見学及び体験学習を行うことを規定しております。

第5条で、入級検討委員会を位置づけ、第6条で、入級の決定の手順を示しております。

第7条で、通級時間を、原則として週当たり8時間を限度とし、通級できる期間を、通級を開始した日から2年間を限度としました。

第8条で、退級手続きを示しました。

附則といたしまして、施行期日を、平成23年9月1日とし、経過措置として、現在、日本語学級に通級している児童については、この要綱の規定により、通級しているものとみなすことを定めております。

以上、ご審議を賜りまして、原案のとおり、ご決定くださいますよう、お願い申しあげまして、説明とさせていただきます。

委 員 長

内容説明は終わりました。質疑がありましたらお願いいたします。

私から質問します。24ページに「通級途中の安全が確保できると認めた場合」とありますが、実際どのような場合には認めるということなのか、この部分について工夫をされたらよいかと思います。

平 野 委 員

私も日本語の不自由な子どもが、一人で学区域外の通級に通うのは心配で、この部分の解釈が気になりました。

委員長 もう1点、25ページの第7条ですが、「東京都教育委員会により特別な事情があると認められた場合は、この限りではない。」とありますが、この第7条には、福生市の意向が見えないように思われます。

参事 この第7条につきましては、「東京都教育委員会」を「教育委員会」に一部修正させていただきます。

委員長 他に質疑はございませんか。  
内容説明は終わりました。質疑がありましたらお願いいたします。  
ないようですので、質疑を終ります。  
お諮りいたします。議案第51号は第7条につきまして、「東京都教育委員会」を「教育委員会」と内容の一部を修正することで、決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 御異議なしと認めます。よって議案第51号は第7条につきまして、「東京都教育委員会」を「教育委員会」と内容の一部を修正することで、可決することといたします。

次に、日程第7、議案第52号、平成22年度福生市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告書(案)についてを議題といたします。庶務課長より内容説明をお願いいたします。

庶務課長 それでは議案第52号、平成22年度福生市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告書(案)について、説明をさせていただきます。本日、点検・評価報告書(案)を配付させていただいております。

まず、本議案の提案理由でございますが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定によりまして、教育委員会の事務の管理及び執行の状況について、点検・評価を行い、報告書を作成、公表することとなっておりますので、本報告書(案)について御審議いただきまして、決定いただく必要があることによるものでございます。

この教育委員会点検・評価につきましては、6月の教育委員会協議会で説明を申し上げておりますが、外部の有識者として、金藤ふゆ子氏、辻野具成氏のお二人を委嘱し、平成23年7月4日と7月11日の2回にわたりまして、お二人に来庁いただきまして点検・評価を実施いたしましたところでございます。

お手元の報告書につきましては各担当課からの自己評価をまとめたものに外部評価者の意見を掲載し、報告書(案)としたものでございます。

この中で 54 ページから 56 ページが外部評価者の意見となっております。お二人の総評ではかなり高い評価をいただいているのかと感じておりますが、ただ、指摘事項もございますので、今後どのように反映していくか等につきましては、各課で検討を行ないまして、できる限り御意見を反映してまいりたいと考えております。

なお、議会へは、9月議会の初日でございます9月5日に提出する予定にしております。

説明は以上でございます。御審議いただき、御決定くださいますようお願い申し上げます。

委員長 内容説明は終わりました。質疑がありましたらお願いいたします。  
ないようでしたら、質疑を終ります。  
お諮りいたします。議案第 52 号は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 御異議なしと認めます。よって議案第 52 号は原案のとおり可決することといたします。

次に、日程第 8、議案第 53 号、平成 23 年度社会教育関係団体に対する補助金の交付に関する答申についてを議題といたします。生涯学習推進課長より内容説明をお願いいたします。

生涯学習推進課長 それでは日程第 8、議案第 53 号、平成 23 年度社会教育関係団体に対する補助金の交付に関する答申について、その提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

はじめに提案理由でございますが、福生市社会教育委員の会議の答申に基づきまして、平成 23 年度社会教育関係団体に対し補助金を交付したいので、本案を提出するものでございます。

続きまして内容でございます。32 ページのとおり、平成 23 年 7 月 20 日付福教生発第 63 号により、福生市社会教育委員の会議議長から福生市教育委員会委員長に対しまして、平成 23 年度社会教育関係団体に対する補助金の交付について、交付すべき団体及び補助金額を次のとおり交付する決定をした旨、答申をいただきました。この件につきましては平成 23 年 6 月 28 日の教育委員会におきまして「平成 23 年度の社会教育関係団体に対する補助金の交付について」として御審議をいただき、社会教育委員の会議に諮問をする旨、決定をいただいたことに対する答申でございます。

交付すべき団体と補助金額の内訳は、32 ページ別表のとおり、福生市文

化協会へ81万円、ボーイスカウト・ガールスカウト福生市連合育成会へ46万5,500円、福生市公立小・中学校PTA連合会へ37万7千円と決定したとの答申が出されました。

また33ページ、平成23年度の社会教育関係団体の状況の説明でございますが、昨年の補助金額に対しまして、ボーイスカウト・ガールスカウト福生市連合育成会のみ、前年に比べ約5%の削減の金額で要望額が提出されておりました。

説明は以上でございます。御審議を賜りまして、原案のとおり御決定くださいますようよろしくお願い申し上げます。

委員長 内容説明は終わりました。質疑がありましたらお願いいたします。

ないようでしたら、質疑を終ります。

お諮りいたします。議案第53号は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 御異議なしと認めます。よって議案第53号は原案のとおり可決することといたします。

次に、日程第9、議案第54号、「福生市スポーツ振興基本計画」を策定するための施策のあり方について(諮問)を議題といたします。スポーツ振興課長より内容説明をお願いいたします。

スポーツ振興課長 日程第9、議案第54号、「福生市スポーツ振興基本計画」を策定するための施策のあり方について提案理由並びにその内容について説明をいたします。

はじめに、提案理由でございますが、スポーツに関する施策を総合的かつ計画的に推進するための「福生市スポーツ振興基本計画」を策定するにあたり、福生市スポーツ振興施策のあり方について、別紙のとおり福生市スポーツ振興審議会に諮問したいので、本案を提出するものでございます。

次に、諮問の内容でございますが、36頁をご覧ください。恐れ入りますが、本文を読み上げることで、説明とさせていただきます。

それでは、読みあげます。福生市においては、スポーツ振興法 第4条第3項に基づき、市民の心身の健全な発達、明るく豊かな市民生活の形成、活力ある地域社会の実現及び地域社会の調和ある発展を目指し、スポーツに関する施策を総合的かつ計画的に推進するために「福生市スポーツ振興基本計画」を策定することとし、福生市スポーツ振興審議会設置条例第2条に基づき諮問いたします。

説明は、以上でございます。

委員長 内容説明は終わりました。質疑がありましたらお願いいたします。

「福生市スポーツ振興基本計画」となっているのは、平成23年8月24日を施行期日としているからですね。

他に質疑はございませんか。ないようでしたら、質疑を終ります。

お諮りいたします。議案第54号は原案のとおり諮問することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 御異議なしと認めます。よって議案第54号は原案のとおり諮問することといたします。

次に、日程第10、その他報告事項1、平成24年度文教施策と予算に関する要望書について庶務課長より内容説明をお願いいたします。

庶務課長 平成24年度文教施策と予算に関する要望書について説明いたします。全国市町村教育委員会連合会より、平成24年度文教施策と予算に関する要望書が送付されました。この要望書は、全国市町村教育委員会連合会の理事会で協議され、5月27日の総会に諮り決定されたもので、7月には文部科学大臣あて提出されたとのことでございます。以上で報告とさせていただきます。

委員長 内容説明は終わりました。質疑がありましたらお願いいたします。

ないようですので、次に、その他報告事項2、福生市公立学校教科用図書採択に関わる意見書について教育センター主幹より内容説明をお願いいたします。

教育センター主幹 それでは、その他報告事項2 福生市公立学校教科用図書採択に関わる意見書について 説明申し上げます。57ページをお願いいたします。

池田公三氏から 福生市公立学校教科用図書採択に関わる意見書が提出されましたので、資料と添付させていただきました。後程、御覧いただけたらと思います。

委員長 この文書のほかに御意見等はございましたか。

教育センター主幹 今のところございません。

委員長 他に質疑はございませんか。

ないようですので、次に、その他報告事項3、平成23年度福生市青少年海外派遣事業報告について生涯学習推進課長より内容説明をお願いいたします。

生涯学習推進課長 その他報告3、平成23年度福生市青少年海外派遣事業について報告をい

たします。今年度の海外派遣事業につきましては、7月22日から8月4日の間、中学生12名をアメリカ合衆国ワシントン州シアトル市に派遣し、12泊のホームステイを含む14日間の日程で実施いたしました。資料59ページの「平成23年度福生市青少年海外派遣事業 海外(現地)研修実施報告」のとおり、予定しておりました全過程を終了し、派遣生全員健康な状態で帰国することができました。

なお、派遣先の研修、活動の状況を即日ホームページに掲載してお知らせをしておりますが昨年度より、各日の研修状況を研修生が分担し日記として掲載し、報告をいたしましたのでその写しを別刷り資料として提出いたしました。ご参照いただきたくお願いいたします。

委員長 内容説明は終わりました。質疑がありましたらお願いいたします。

ないようですので、次に、その他報告事項4、屋外体育施設及び学校体育施設(校庭)の夜間照明の再開についてスポーツ振興課長より内容説明をお願いいたします。

スポーツ振興課長 その他報告4、屋外体育施設及び学校体育施設(校庭)の夜間照明の再開について報告をいたします。

東日本大震災に伴う節電対応により、使用を控えておりました屋外体育施設及び学校体育施設、校庭の夜間照明を、10月1日から再開いたします。再開の理由でございますが、再開の要望が多いことや近隣の市や町が、夜間照明の使用を再開または検討している状況にあるため、日没が早くなるこの時期に通常の体育施設の使用に復帰したいと考えた次第でございます。

夜間照明を再開する施設でございますが、屋外体育施設は、福生野球場、市営競技場、武蔵野台テニスコートで、学校体育施設は、小・中学校、10校の校庭でございます。夜間照明の再開は、10月1日の使用から開始し、申請の受付は、9月1日より開始をいたします。照明使用時間については、屋外体育施設、学校体育施設の校庭、双方とも午後9時30分までの使用でございます。

なお、近隣の市や町の状況でございますが、青梅市は、現在、夜間照明の使用を中止しておりますが、10月に再開いたします。羽村市は、4月15日から再開をしております。瑞穂町は、5月から再開をしておりますが、利用者の判断で照明塔の点灯数を減らし使用しております。

あきる野市は、5月25日から 全ての施設で、照明塔の点灯数を減らし、再開しております。また、通常は、午後10時まで使用できるものを、午後9時に短縮し使用しております。報告は、以上でございます。

委員長 内容説明は終わりました。質疑がありましたらお願いいたします。  
ないようですので、次に、その他報告事項5、平成23年度多摩・島しょ子ども体験塾市町村連携事業についてスポーツ振興課長より内容説明をお願いいたします。

スポーツ振興課長 その他報告5、平成23年度、多摩・島しょ子ども体験塾市町村連携事業について報告をいたします。

羽村市は、平成25年に開催される国体において、バレーボール競技を所管することから、国体の機運を盛り上げることを目的に、実施する事業でございます。多摩・島しょ広域連携活動助成金を活用することから、名義上は共同主催とした事業でございます。

事業の概要でございますが、平成23年9月17日の土曜日に、羽村市スポーツセンターで、V・プレミアリーグの女子バレーボールチームによる模範試合、体験教室、及び交流会を開催するものでございます。

福生市の対応でございますが、一流のプレーに、触れる機会を提供することができることから、バレーボール連盟及び市内中学校のバレー部に情報を提供し、参加を要請し対応してまいりたいと考えております。

報告は、以上でございます。

委員長 内容説明は終わりました。質疑がありましたらお願いいたします。  
ないようですので、ほかにその他報告はありませんか。

教育センター主幹 それでは、本日お手元に配布させていただきました、平成24年度小学校使用教科書について説明させていただきます。昨年度、採択いただきました小学校教科用図書でございます。平成23年度におきましては、網掛けの部分でございますが、社会の第4学年、地図の第5・第6学年、生活の第2学年、図画工作の第2・第4・第6学年、家庭の第6学年、保健の第4・第6学年につきましては、平成22年度に給付されました教科用図書を使用しております。

平成24年度からは、第6学年の地図を除き、すべて新しく採択されました教科用図書を使用することとなります。以上でございます。

委員長 内容説明は終わりました。質疑がありましたらお願いいたします。  
ないようですので、ほかにその他報告はありませんか。

委員の皆さんからは何かありませんか。

ないようですので、その他報告事項の説明を終わります。

以上で、本日の日程は全て終了しました。

これをもちまして、平成23年第8回福生市教育委員会定例会を終了いた



します。

ありがとうございました。

午前11時10分 閉会